資料 2

消費者行政推進基本計画（閣議決定）の概要と消費者庁発足への取り組み

1　新組織が満たすべき６原則

①消費者にとって便利で分かりやすい

・一元的な消費者相談窓口の設置と情報収集、発信の一元化

②消費者・生活者がメリットを十分実感できる

・消費者行政全般についての司令塔

・消費者の安全安心に係る問題を幅広く所管

③迅速な対応

・相談窓口と行政の対応を直結し、トラブルに迅速に対応

④専門性の確保

・各省庁や民間の専門家を含む広い人材の活用

⑤透明性の確保

・消費者政策委員会（仮称）の設置等により、消費者の声を反映

⑥効率性の確保

・行政の肥大化を招かぬよう、機構・定員・予算を振り替え

2　消費者が頼れる分かりやすい一元的な相談窓口の設置

(1) 一元的な相談窓口の設置

・地方の消費生活センター等を一元的な消費者相談窓口と位置づけ、全国ネットワークを構築
（共通の電話番号の設置、緊急事案について、代表的な窓口が365日24時間対応し得る体制の構築等）

⇒ 地方の消費生活センターを法的に位置づけ

(2) 国、地方一体となった消費者行政の強化

・新組織の創設と併せて、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政を抜本的に強化。

・全国ネットワークの構築に伴い、地方の消費生活センターを法的に位置づけることを踏まえ、国は相当の財源確保に努める

・PIO-NET等の国の直轄事業を充実するとともに、地方交付税上の措置や税制上の措置等を検討

3　消費者庁（仮称）の設置とその機能

(1) 消費者庁の設置と組織法

・内閣府の外局として「消費者庁」を設置、消費者行政担当大臣を置くことを明記

・強力な総合調整権限、勧告権、幅広い企画立案機能や充実した調査・分析機能を付与

・各省庁の縦割りを超えて幅広い分野を対象に、新法を企画立案

(2) 情報の集約分析機能、司令塔機能

・消費者・事業者等からPIO-NET情報や事故情報を一元的に集約・分析・原因究明

⇒ 前記の情報を基に、消費者庁が司令塔として迅速に対応方針を決定し、政府一体として被害の拡大防止、再発防止、被害救済の実現を目指す。

(3) 消費者被害の防止やすき間事案への対応等のための新法

・消費者相談に対する行政の対応を規定した、新法の成立に向けて取り組む

① 消費生活センター等に一元的窓口を設置し（法的に位置づけ）、相談情報を消費者庁に集約

② すき間事案について､消費者庁による事業者調査及びその結果の公表などの措置

(4) 個別作用法の所管

・消費者に身近な問題を取り扱う法律について、以下により移管（一部移管を含む。）・共管

・事故情報の報告・公表、食品表示、消費者信用等の分野において、横断的な体系化に取り組む

①「表示」に関する法律

⇒ 消費者の商品選択の機会の確保の重要性、被害実態を踏まえた対応の重要性、省庁横断的な調整の必要性等から消費者庁が所管

②「取引」に関する法律

⇒ 行為規制中心の法律は、被害実態を踏まえた対応の重要性、省庁横断的な調整の必要性等から、消費者庁が所管。ただし、参入規制を持ついわゆる「業法」は、企画立案を共管、処分に対して勧告、事前協議等

③「安全」に関する法律

⇒ 消費者被害の実態を踏まえ整備することが必要であることから、消費者庁が所管。特に、重大事故情報報告・公表制度は、消費者庁が所管し、他分野に拡大。安全基準の設定については、各省庁が消費者庁に協議した上で決定

４．消費者庁設置法案のポイント

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置する。

(1) 消費者庁の設置

内閣府の外局として、消費者庁を設置し、その長は、消費者庁長官（以下「長官」という。）とする。

また、総合調整等を担当する企画部門、個別作用法に係る調査・執行までを担う執行部門、緊急時の司令塔機能、情報収集・発信を担当する部門を設置する。

(2) 任務

消費者庁は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

(3) 所掌事務

消費者庁は、次に掲げる事務をつかさどる。

ア 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

ウ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

エ 消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関すること。

＜取引関係＞

オ　宅地建物取引業法の規定による宅地建物取引業者の相手方等（個人に限る。）の利益の保護に関すること。

カ　旅行業法の規定による旅行者の利益の保護に関すること。

キ　割賦販売法の規定による購入者等の利益の保護に関すること。

ク　特定商取引に関する法律の規定による購入者等の利益の保護に関すること。

ケ　貸金業法の規定による個人である資金需要者等の利益の保護に関すること。

コ　特定商品等の預託等取引契約に関する法律の規定による預託者の利益の保護に関すること。

サ　特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関すること。

＜安全関係＞

シ　消費生活用製品安全法の規定による重大製品事故の報告等に関すること。

ス　食品安全基本法に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整に関すること。

＜景品表示法＞

セ　不当景品類及び不当表示防止法に規定する景品類又は表示の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関すること。

＜表示関係＞

ソ　食品衛生法に規定する食品、添加物等の表示についての基準に関すること。

タ　食品衛生法に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた食品、添加物等の取締りに関すること。

チ　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。

ツ　住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する日本住宅性能表示基準（個人である住宅購入者等の利益の保護に係る部分に限る。）に関すること。

テ　家庭用品品質表示法に規定する家庭用品の品質の表示の標準となるべき事項に関すること。

ト　健康増進法に規定する特別用途表示、栄養表示基準及び食品として販売に供する物に関する表示に関すること。

＜その他＞

ナ　物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

ニ　公益通報者の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

ヌ　個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進に関すること。

ネ　消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。

ノ　所掌事務に係る国際協力に関すること。

ハ　政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

ヒ　以上のほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消費者庁に属させられた事務

(4) 消費者政策委員会の設置

＜事務＞

消費者庁に消費者政策委員会を置き、以下の事務をつかさどる。

ア　内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を調査審議すること。

イ　アの重要事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に意見を述べること。

ウ　消費者基本法、消費者安全法、割賦販売法、特定商取引に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、食品安全基本法、国民生活安定緊急措置法及び個人情報の保護に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

＜組織＞

委員会の組織に関し、以下のとおり規定する。

エ　委員会は、委員15人以内で組織する。

オ　委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。

カ　委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くこと。

上記のほか、委員会に関し必要な事項を定める。
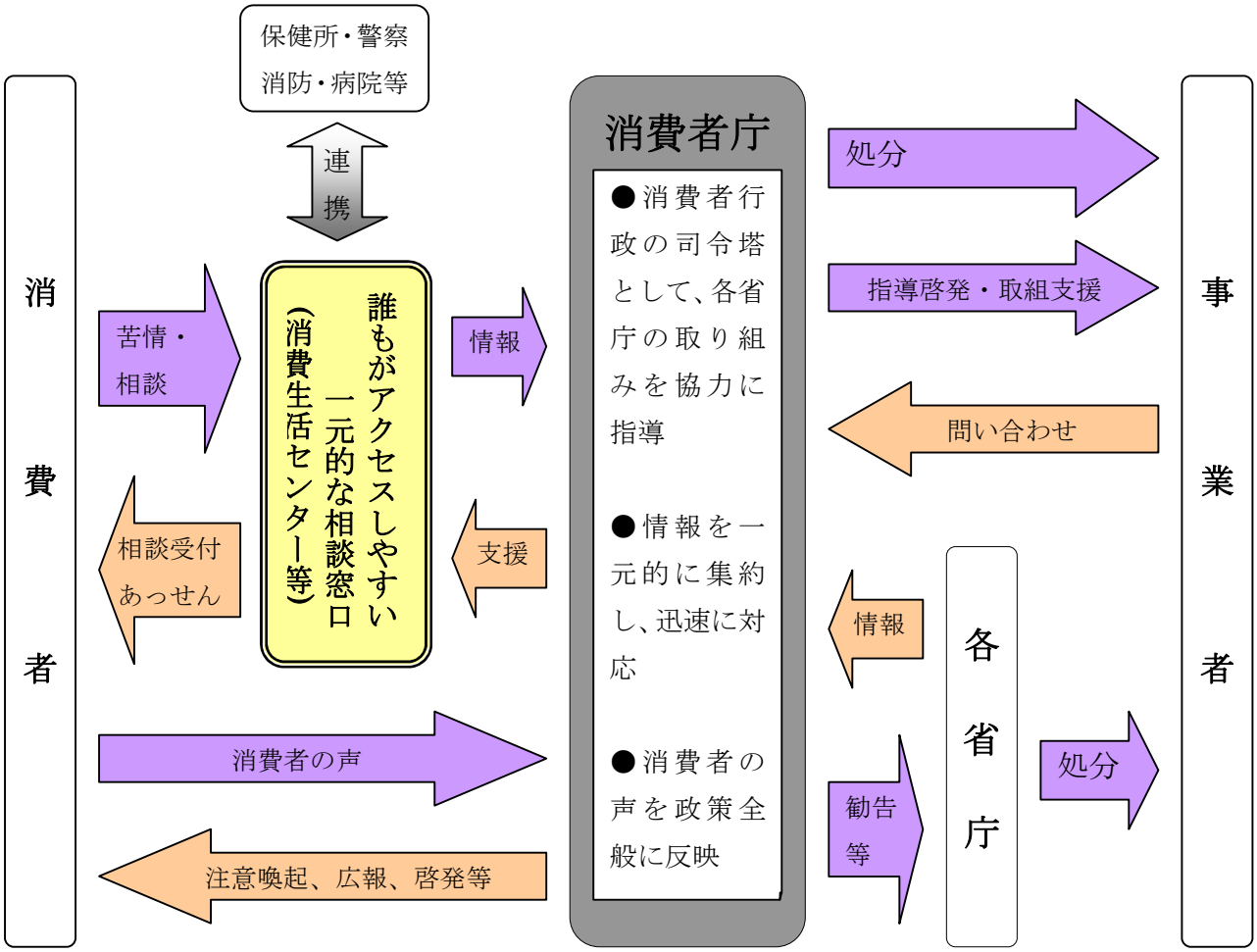
５．新しい消費者行政のイメージ